

平成12年2月定例会（平成12年3月7日・代表質問）

河上 茂議員 自由民主党代表の後半を担当する松戸市の河上茂でございます。前半の花沢三郎政調会長に続き、質問を行います。

私は経済対策から始まって、地下鉄十一号線、環境問題、農業問題、外かく環状道路、教育問題などにわたって質問させていただきます。御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

経済対策の質問に入る前に、あれだけ政府が銀行に資本注入をしたり、さまざまな施策を展開しているにもかかわらず、景気の回復がなぜ遅いのか。それははっきり言えば銀行が相変わらず貸し渋りをしているからであります。貸し渋り対策のために行った保証協会など無担保保証で貸し出したものまでも回収している。銀行が守りに入って融資をしないわけですから、景気がよくなるわけがありません。それにこれだけ国民の批判を浴びながら一向に反省もしないし、改善もされていないのが現状であります。一番腹の立つのは、何か言えば「返せない人には貸さない」という言葉であります。当たり前の話です。融資先には法でがんじがらめにして貸し出しをしていながら、自分たちが破綻をしても法的責任問題はほとんどされていない。こういうことから国民の不満がうっせきしており、爆発寸前のところまで来ております。

我が県にも元の金融機関のトップが公職についているわけですが、今、日本じゅうが一部のエリート官僚のために、一部のエリート官僚と言われる人たちのために大変な警察不信につながっております。第一線で夜も寝ず、神経をすり減らし、家庭も顧みられず一生懸命やっている警察官は、この人たちと同じく見られたのではなかったものではありません。身を粉にして現場で一生懸命やっている警察官を私たちは元気づけ、勇気づけ、これからも応援することを約束しながら質問に入ります。（拍手）

まず、経済対策と雇用について伺います。

その第一は、経済対策についてであります。我が国経済はバブル景気崩壊後の長期にわたる構造的な不況に直面し、特に平成九年以降は不良債権問題に端を発した金融システム不安の高まりを背景に、一部金融機関の経営破綻を初め、我が国経済の基盤を揺るがす危機的な状況を示したところであります。

この状況に対して、政府は、平成十年四月の総合経済対策を皮切りに、公共事業の追加投入を初めとする景気刺激策を相次いで実施するとともに、金融機関へのてこ入れ、資金調達に苦慮する中小企業に対する特別保証制度の実施、緊迫する雇用情勢に対応した緊急地域雇用特別交付金の支出など、財政、金融及び税制全般にわたる対策を総動員して地方自治体との連携を図りつつ、積極的な経済運営に努めたところであります。

これらの政策の浸透により、我が国経済はいまだに厳しい状況を脱していないものの、全般として緩やかな景気回復の基調を示しているところであります。政府は立ち直りつつある我が国経済を本格的な景気回復の軌道に乗せるため、公共事業などによる公需から民需主導の経済成長へと円滑な移行を促すこととして、二十一世紀の新たな発展基盤の構築をも視野に入れた新たな経済新生対策に着手しているところであり、平成十一年度第二次補正予算による積極的な取り組み、そして、さらなる景気回復を促進するための平成十二年度当初予算の速やかな成立に全力を挙げているところであります。地方自治体としても、こうした国の施策と連動した積極的な経済対策を実施すべきであると考えられるものであります。

そこで伺います。このような国の動向を踏まえて、県は経済対策についてどのように取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

経済対策の第二点目として、中小企業に対する支援策について伺います。

一つは、中小企業支援センター事業についてであります。

我が国経済の基盤を支える中小企業の果たす役割は極めて大きなものがありますが、従来の大企業と中小企業間の格差是正という中小企業基本法の政策理念は、制定時と今日とでは中小企業を巡る環境が大きく変化してきていることから現実に適合しなくなってきたため、昨年、中小企業基本法が制定されて以来三十六年ぶりに大幅に改正されたところであります。

新中小企業基本法では中小企業に対する政策理念を大きく転換し、多様で活力ある中小企業こそが我が国経済の発展と活力の源泉であること、また、新たな産業を生み出し、雇用を創出する主役であるとして、中小企業の創業や経営革新に向けての自助努力を支援することなどを政策の柱とすることとしております。

政府はこのような認識の下に、中小企業の創業や経営革新への支援体制の整備を推進するため、全国的には中小企業総合事業団にナショナル支援センターを、都道府県には都道府県支援センターを、さらには身近な支援拠点として地域中小企業支援センターを、それぞれ設置することを経済新生対策に盛り込み、本年度第二次補正予算及び平成十二年度の当初予算に所要額を計上したところであります。

そこで伺います。県中小企業支援センター及び地域中小企業支援センターは、中小企業をどのように支援するのか伺います。

二つ目として、中小企業に対する支援策についての県制度融資の拡充について伺います。

県制度融資は県内中小企業の経営基盤の確立と近代化のために必要な資金を融資するものとして、永年にわたり多くの中小企業者に利用されており、県の

中小企業支援策の大きな柱として、さらなる拡充が期待されているところであり、もとより、時々の経営環境や社会的要請を踏まえた制度として工夫されてきているものですが、現下の課題としては長期化した景気低迷にもようやく回復の兆しが見えてきたとされておりますので、さらに一刻でも早く本格的な企業経営の改善を促すための役割を県制度融資としても担うことが必要であると思います。

また、中長期的に我が国経済の再生を図るためには、低下している開業率を上昇させることが必要不可欠であります。このため起業家精神を高める諸方策への取り組みが始まっていますが、創業期に必要な資金調達も重要であり、県制度融資としても多様な資金需要に見合った措置が必要であると考えます。

そこで伺います。現下の経済状況を踏まえ、県制度融資の拡充について、平成十二年度予算案ではどのように措置したのか伺います。

経済対策と雇用についての第二は、雇用対策についてであります。

雇用情勢について労働省が発表した一月の有効求人倍率を見ますと、〇・五二倍と前月より〇・〇二ポイント上昇しました。また、総務庁が発表した一月の完全失業率は、十二月と同じ四・七%と依然として高水準が続いております。

一方、本県における雇用情勢を見ますと、一月の有効求人倍率は〇・四〇倍と国よりも厳しい状況が続いております。緊急雇用対策を初めとする各種の施策の効果などにより、このところ改善の動きも見られるところですが、雇用情勢は経済の動きに半年から一年おくらせて反応することから考えますと、ここしばらくは厳しい状況が続くものと思われま。

このような厳しい雇用情勢の下で、本県においても国の緊急雇用対策に盛り込まれた緊急地域雇用特別基金事業により、今年度はおよそ三千八百人の雇用を新たに創出することが見込まれるなど、大きな成果を上げていることは評価するところであります。しかし、最近の厳しい雇用情勢から、新規学校卒業者を対象とした求人の減少や採用内定のおくれなど、就職環境の深刻さが懸念されるところであります。

こうした中、地方分権法の施行に伴って、労働行政に係る地方事務官制度が本年三月末をもって廃止され、県の職業安定行政担当組織が国に移管されることとなりましたが、本県の産業、経済を振興し、また、県民の雇用の安定を図るためには、新たな県の関係組織、体制を整備するとともに、引き続き国と連携した施策を積極的に推進することが重要であるものと考えます。

そこで伺います。

一つ目は、平成十二年度の緊急地域雇用特別基金事業はどのように取り組むのか。

二つ目として、今春卒業する新規学卒者の就職状況はどうか。

三つ目は、労働行政に係る地方事務官制度が廃止された後、県民の雇用の安定を図るため、県ではどのように組織体制を整備し、また、今後どのような対策を推進するのか伺います。

次に、運輸政策審議会の答申への対応について伺います。

本県の鉄道網の整備は、昭和六十年の運輸政策審議会の答申に基づく計画により進められてきたところであり、これまでに関係者の御努力により京葉線、北総線、東葉高速鉄道、さらには京成電鉄千原線のちはら台までが順次開業し、都市基盤整備公団線や常磐新線の整備についても着実な進展が図られるなど、地域住民の足として、また地域づくりや産業振興の基盤として県土の発展のために大いに貢献しているところであります。

この昭和六十年に策定した計画の最終年が平成十二年までとなっていることから、それに続く計画として、去る一月二十七日に二〇一五年を目標年次とする東京圏における鉄道網の整備計画について運輸政策審議会の答申が出されたところであり、県では、平成十年十一月の諮問以来、県が要望する成田新高速鉄道を初めとする新規の八路線などが答申に位置づけされるよう、知事みずから直接運輸大臣にお願いに上がるなど、積極的な取り組みをしてきたと聞いております。また、我が党の関係議員においても、各要望路線ごとの期成同盟などを通じ、県及び関係市町村と一体となって強力な要望活動を展開してきたところであり、

その結果、本会議冒頭の知事のあいさつにもありましたように、県の要望路線としては成田新高速鉄道を初めとする新規七路線が位置づけられ、さらに同審議会による提案路線として、総武線・京葉線の接続新線が位置づけられたところであり、おかげさまで私の地元松戸市に關係する地下鉄十一号線につきましても、無事位置づけられるとともに、「必要に応じ、松戸から千葉県北西部方面への延伸の可能性を検討する」と付記されました。市民を初め関係者ともども大変喜んでいるところであります。改めて御礼申し上げます。

また、これらの新規路線のほか、JR成田線などの既設線の改良なども盛り込まれ、要望した路線がほぼ満点に近い形で答申され、今後の県内各地域の交通利便性の向上や活性化を図っていく上で大きな成果が得られたところであります。

改めて申し上げるまでもなく、答申に位置づけられたことは、新たなスタートラインに立てたということであり、今後、実現化に向けて整備、運営主体の確立や建設資金の確保など、さまざまな解決すべき課題があります。近年、鉄道輸送需要の大きな増加が見込めないこと、整備費用が増大していることなどから、大規模な投資に消極的になっている状況にあります。

現在、国の運輸政策審議会鉄道部会において、整備、運用主体や建設資金の確保のあり方などの問題について、審議、検討が進められていると聞いておりますが、今後、鉄道整備に求められる諸課題に適切に対処し、事業を促進していくためには、国、地方公共団体、鉄道事業者などの責務や役割分担を踏まえながら、各路線の実情に応じて計画的に取り組んでいくことが重要であると考えます。中でも、今回の答申において、二〇一五年までに開業することが適当である路線として位置づけられた成田新高速鉄道については、早急な方向づけを図っていくことが必要と考えるものであります。

そこで伺います。

第一点として、運輸政策審議会答申に位置づけられた新規路線などの実現に向け、今後県はどのように対応していくのか。

二点目は、成田新高速鉄道については、早期事業化に向け、県はどのような具体的な取り組みを図っていくのか、お考えを伺います。

次に、新たな業務核都市として位置づけられた柏市を中心とする地域及び成田市を中心とする地域の育成、整備について伺います。

本県の業務核都市については、平成三年に千葉が、また、平成四年に木更津が、それぞれ基本構想の承認を受け、着実に整備が進められているところですが、昨年三月に策定された第五次首都圏基本計画において、柏市を中心とする地域が新たな業務核都市として位置づけられたほか、成田市を中心とする地域についても、新たに千葉ニュータウンとの連携が位置づけられたところであり、このことは昨年二月に策定された県の長期ビジョンで示された21世紀ちば創造3ウェイ・ビジョンの今後の具体的な展開や首都圏が目指す分散型ネットワーク構造の実現を図る上で非常に効果的であるとともに、県土の均衡ある発展を図る観点からも意義深いことであり、本県の将来を大変心強く感じる次第であります。

今後の課題としては、新しく位置づけられたこれらの二つの業務核都市の整備をどのように進めていくかであります。柏市を中心とする地域については、既に総合的産業支援施設の東葛テクノプラザ、生涯学習などの拠点施設であるさわやかちば県民プラザなどの県の施設が集積しており、さらに、常磐新線やその沿線の地域整備、東京大学柏キャンパスの整備が進展しております。

また、新たに千葉ニュータウンとの連携が位置づけられた成田市を中心とする地域については、成田と千葉ニュータウンとを一体的な業務核都市として整備していくという県の基本的な方針に沿うものであり、今、申し上げたとおり、今回の運輸政策審議会の答申において、成田新高速鉄道が二〇一五年までに開業することが適当である路線として位置づけられ、成田と千葉ニュータウンとの一体性が強められることとなりました。

そこで伺います。

まず、一つ目は、新たな業務核都市として位置づけられた柏市を中心とする地域について、どのように育成、整備を図っていくのか。

また、二つ目は、千葉ニュータウンと連携が新たに位置づけられた成田市を中心とする地域について、今後、どのように一体的な整備を図っていくのか伺います。

次に、旅券発給事務について伺います。

去る二月二十日は旅券の日でありました。この日は明治十一年に海外旅券規則を外務省が制定した日に当たります。この規則によって旅券という用語が日本の法令上、初めて使用されたと聞いております。旅券は、近年、発行件数も多く、国民の四人に一人が所持している状況であります。平成十一年で見ると、全国で約五百六十一万件の旅券が発行されており、うち本県は約三十二万件が発行されており、発行件数は全国第六位と聞いております。

この膨大な件数を取り扱っているのが旅券事務所であり、県が行う窓口業務の中でも代表的なものと言えらると思います。窓口業務には県民の立場に立ったサービスが望まれるわけではありますが、特に、年間三十万人を超える県民が直接窓口を訪れる旅券事務所では、事務の効率化や迅速な処理、手続の簡素化など、サービス向上に対する県民の要望が高まっているところであります。

本県では、これまで千葉市内にある中央旅券事務所及び松戸市内にある東葛飾旅券事務所のほか、平成八年六月から海匝支庁や安房支庁の県民センターに旅券の申請・交付を行う窓口が設置されましたが、旅券発給サービスへの県民ニーズの高まりにこたえるため、なお一層のサービスの向上が求められているのではないのでしょうか。平成十二年度には、旅券発給窓口が幾つかの支庁の県民センターに増設されると聞いておりますが、これはサービスの向上という観点から大きな前進だと思えます。

そこで伺います。

一つ目は、県はどのように旅券発給サービスの向上を図っていくのか。

二つ目は、旅券発給窓口の拡充について、今後、どのような取り組みをしていくのか伺います。

次に、環境問題について伺います。

その第一は、ダイオキシン類対策についてであります。

ダイオキシン類の毒性については今まで多くのところで語られており、改めて申すまでもないことですが、早急な対応が必要ということで、国においては、昨年の三月、ダイオキシン対策推進基本指針が定められたとともに、七月には、ダイオキシン類対策特別措置法が公布されました。特別措置法は本年一月十五日に施行され、既にその運用が図られているところであります。特別

措置法及びその政令などでは、一日当たりの耐容摂取量を従来の十ピコグラムから四ピコグラムとし、新たに大気環境基準を〇・六ピコグラム、水質環境基準を一ピコグラム、土壌環境基準を千ピコグラムと、それぞれ環境基準を定めたところであります。

耐容一日摂取量については直接人体に関係することから、本来、これを満たすことが必要であります。ダイオキシン類の摂取経路がいろいろあることや、食事の内容などで摂取量が変わることから、直接の目標とするのは難しいということで、施策の指標とされております。このため法第七条に規定のある大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準とされている環境基準を直接の目標とし、この達成、維持を目標に各般にわたる対策を総合的に推進することが重要であると考えております。そして、この達成のため、法では年一回以上の測定など、いろいろな義務を事業者に課するとともに、行政に対しても多くの権限を付与し、官民一体となってダイオキシン類対策に取り組むことを求めています。

本県においても、平成十年七月に定めたダイオキシン類対策取組方針に基づき、各種の発生源対策や大気中の濃度などの調査、分析施設の整備などを実施してきたところでありますが、今後は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあるダイオキシン類対策を特別措置法に基づき、より積極的に進める必要があると思います。

そこで伺います。

一つ目は、新たに定められたダイオキシン類の環境基準の達成について、どのように考えているのか。

二つ目としては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施されるダイオキシン類による汚染の状況の調査などについて、県はどのような取り組みを考えているのか伺います。

環境問題の二番目は、公害の防止に関する細目協定の改定についてであります。

千葉臨海地域に立地する主要企業との間に締結されている公害防止協定につきましては、昭和四十三年十一月に東京電力株式会社との間に初めて締結されました。協定が企業と県との二者協定から地元市を加えた三者協定の形になったのは昭和四十九年以降であり、また、その内容についても、当初の大気汚染の防止を主としたものから、水質汚濁、騒音、悪臭、地盤沈下などについて具体化し盛り込んだ、より総合的な内容のものに改定され、現在に至っております。

公害防止協定は、公害防止のための各般の事項についての基本協定と、地域

や工場ごとの具体的な排出量や排出濃度などの細部事項を定める細目協定から構成されております。協定では行政と企業の信頼関係を基盤とし、公害による環境の破壊が県民の健康で文化的な生活を確保する上に大きな脅威であり、これの克服が極めて緊急かつ重要となっているとの認識に立ち、企業、行政の協力のもと、積極的な公害防止への努力が続けられ、県民の健康保護と地域の環境保全に大きな成果を上げてきたところであります。

このような中で、現行の細目協定につきましては、本年三月に五年間の協定期間の満了を迎えることから、去る二月十七日に、県、地元市及び協定企業との間で新たな協定が締結されたとのこととあります。

そこで伺います。

一つ目は、県はどのような考えで今回の協定改定に臨んだのか。

そして、二つ目は、今回の協定改定で新たにとられる対策はどのようなものか伺います。

環境問題の第三は、残土条例施行後の現状と制度の見直しについてであります。

近年、各種建設工事などから発生する土砂、いわゆる建設残土については、本県は首都東京に隣接していること、及び地理的、地形的条件から、県外からも大量の残土が流入し、埋め立てなどにより処分がされております。このような状況の中で、建設残土の埋め立てに伴い、過去において六価クロムや水銀などの有害物質が検出されたほか、残土による無秩序な埋め立てによる土砂の流出、崩落などの災害が発生したのであります。

これらを契機として、千葉県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が、平成十年一月一日から施行されたところであります。この条例の施行日以降、新たに土砂などによる埋立事業を行おうとする事業者は、条例に基づき特定事業許可申請が必要となり、県の審査により、多くの場合、残土の適正な埋め立てが行われてきたところですが、最近、残土埋立計画に対して地下水汚染やダンプカーなどによる交通公害問題などに関しての周辺住民の不信感が増幅し、反対運動が展開されるなど、さまざまな問題が提起されてきております。

条例が施行されて以来二年が経過する中、県は市町村などからの要望を踏まえ、条例を含めた制度の見直しについて既に検討に着手されていると聞いております。建設残土は、残土とはいえ限られた資源であり、この有効活用を図ることは必要であります。しかし、一方では、残土埋立問題に関して一部の地域において住民不安があるのも事実であります。したがって、適正な埋立事業が実施され、住民不安を解消するためには森林法などの関係法令の手続を含め、県と市町村の密接な連携が不可欠であり、問題解決に向けてさらに努力される



よう強く期待しているところであります。

そこで伺います。

第一点は、本条例に基づく許可の状況はどうか。また、そのうち周辺住民から反対陳情などがあつた事業件数と主な反対理由は何か。

二つ目として、本条例を含めた制度見直しについて、どのように検討を進めているのか伺います。

次に、農業・水産業の振興について伺います。

その第一は、環境にやさしい農業であります。

我が国の農業は適切な生産活動を通じて豊かな食生活の基礎を築くとともに、洪水や土壌侵食の防止などの国土保全、水資源の涵養など公益的かつ多目的な機能を通じて、緑豊かな国土や環境の維持形成とその保全にも貢献してまいりました。しかしながら、近年、一部における化学肥料や農薬の過剰な使用、家畜ふん尿の不適切な処理などが環境へ悪影響を及ぼす場面も生じてきており、農業分野においても環境への負荷を極力小さくしていくことが早急に求められております。

我が国の農業は、農業の持つ本来の機能を改めて見直し、これらの願いを実現する上での基盤となる役割を果たさなければなりません。この役割を果たすために、環境に対する負荷を極力小さくし、さらには環境に対する農業の公益的機能を高めるなど、環境と調和した農業、すなわち環境保全型農業の積極的な展開を目指していくべきであると考えます。

その展開に当たっては、農業者の努力はもとより、消費者や農産物の流通関係者などを含めた幅広い国民的な理解と支持を得るようにするとともに、環境保全型農業に関連する資源のリサイクルの促進などの実現に努めるべきであります。特に、家畜ふん尿、わら類、剪定枝などの有機資源のリサイクルについては、耕種農家と畜産農家の連携や土づくりに対する多くの労働力が必要とされますが、これらが必ずしも十分に確立しているとは言いがたい面があるように見受けられます。このためこの有機資源を農地や緑地に還元していくためには、現在の農業生産のあり方を大きく変えていくことが必要であります。

このような状況の中、昨年施行された持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、県が今までの農作物生産技術を基礎に、環境にやさしい新しい技術を盛り込んだ指針を策定したと聞いており、まことに時宜を得たものであります。また、同じく昨年施行された家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づいて、家畜排せつ物に関する環境対策が強化され、畜産から生じる有機資源を堆肥化し、農地の地力増進を図ることになっており、農業の自然環境機能が活かされた地域資源のリサイクル利用が進むものと考えております。

そこで伺います。

一つ目は、持続性の高い農業生産方式について、県はどのように考えていくのか。また、今後どのように推進していくのか。

二つ目として、農業分野における地域資源のリサイクル利用を図り、環境にやさしい農業の展開を推進すべきと思うがどうか、お伺いいたします。

農業・水産問題の第二は、農業経営基盤の強化についてであります。

我が国の農業は、農畜産物価格の相対的な停滞に加えて、農業後継者の減少や高齢化が進むとともに、農業生産の基礎的資源である農地の遊休化が増加するなど、食料の安定供給の確保が懸念されております。これらの課題に対応するため、国では平成五年八月に優良な農地を確保し、優れた生産技術と経営感覚を備えた農業者を育成、確保する認定農業者制度を柱とした農業経営基盤強化促進法を制定いたしました。

県ではこれを受けて、平成六年二月に農業経営の推進方向や育成目標を明らかにするため、千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を策定し、その方針に基づき、さまざまな施策が実施され、現在、認定農業者数三千名、農用地の利用集積等面積八千ヘクタールの実績を上げて今日に至っておりますが、平成十年の総農家数に占める兼業農家数は八〇%を超え、また、六十五歳以上の農業従事者が四〇%に達するような状況にあります。

このような状況の中で、国においては、農業、農村等をめぐる大きな情勢の変化に対応するため、食料・農業・農村基本法を制定したところであります。県としても、この基本法の趣旨などを踏まえ、本県農業の維持、発展を図るため、新たな視点から本年一月に千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の見直しを行ったと聞いております。

そこで伺います。

一つ目は、千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の見直しの内容はどのようなものなのか。

そして、県はこの基本方針により、具体的にどのような施策の展開を図っていくのか伺います。

農業・水産問題の第三は、水産業の振興についてであります。

水産業は重要なたんぱく食料である水産物を国民に提供し、食糧自給にも大きく貢献している重要な産業であります。しかしながら、我が国周辺水域においては、水産資源の低下などにより漁獲量の減少が続き、さらに、漁業就業者の減少、高齢化の急速な進行など、水産業をめぐる状況は厳しさを増していることから、水産資源の維持増大を図るとともに、限られた資源を有効に利用し、安定した漁業生産を実現するため、魚介類の種苗生産、放流などのつくり育てる漁業の一層の推進が必要になると考えます。

このような状況下において、海洋深層水は細菌などが非常に少なく、清浄性、低温性及び豊富な栄養塩類が注目され、種苗生産、養殖などに効果的であることから、さまざまな取り組みがなされていると聞いております。加えてエネルギー関連分野、有用物質の生産分野など、多くの分野においても資源としての有効性が認められ、利用技術の実用化に向けた研究開発が進められており、塩、豆腐、ドリンク類などの食品及び化粧品など商品化が進んでいるものもあり、新たな海洋産業として新聞などで話題になっているところでもあります。深層水は将来性の大きい新たな資源として注目され、加えて地域振興の起爆剤としても期待されていることから、国においては水産庁や資源エネルギー庁などで積極的に取り組むとの新聞報道があり、また、鴨川市では民間サイドで研究会を発足させたと聞いております。県においても、水産分野を中心に幅広い分野で深層水の利用を総合的に検討すべき時期に来ているのではないかと考えます。

そこで伺います。

一つ目は、国においては、今後、深層水の利用研究が一段と活発化すると聞いているが、県はどの程度承知しているのか伺います。

二つ目は、県は深層水について、平成十二年度どのように取り組んでいくのか。

三つ目は、さきの定例会で答弁のあった高知県、富山県以外にも新たな動きはあるのか、あればその状況をお伺いいたします。

次に、東京外かく環状道路について伺います。

西暦二〇〇〇年を迎え、二十一世紀が目前に迫ってきたことを実感しております。来たる二十一世紀の地域づくりは、昨年策定された本県の指針となる千葉県長期ビジョン、みんなでひらく二〇二五年のちばに沿った幅広い施策の推進が重要と考えております。この中で、地域整備の方向として、二十一世紀の千葉県が交通網の整備進展により、さらに人・もの・情報が活発に交流連携し、大きな発展と豊かな地域づくりを目指す21世紀ちば創造3ウェイ・ビジョンが基本方針として掲げられております。

この実現には、現在、整備促進が図られている東京経済圏に向けた東京外かく環状道路、また東京湾アクアラインと連絡し、西日本経済圏と東日本経済圏に向けた首都圏中央連絡自動車道は、本県と他地域との交流、連携の機能強化を図る上で大変重要な施策であると考えます。

そこで東京外かく環状道路についてであります。本道路は都心部に集中する放射状の幹線道路を連結し、首都圏の均衡ある道路ネットワークの確立、物流の効率化などに大きな役割を果たし、また、松戸、市川両市域においては、道路が脆弱なことから発生する慢性的な交通混雑の緩和に資するとともに、松

戸、市川両市の都市基盤整備などを図る上からも大変重要な道路であると考えます。

さらに、東京外かく環状道路の広い道路空間は、大地震などの災害時の一時的な避難路や緊急輸送路として、また火災の延焼防止などの防災空間としての機能をあわせ持つことから、約二百五十万人が住む東葛飾、葛南地域の防災の面でも多大な効果が期待できるものであり、この東京外かく環状道路の建設は急務であると考えます。

そこで伺います。

一つ目は、東京外かく環状道路の整備の状況は今どのようなになっているのか。

二つ目は、東京外かく環状道路の今後の整備の見通しはどのようなのか伺います。

最後に、教育問題について伺います。

その第一は、県立高等学校のあり方についてであります。

最近の教育の危機的状况については、我が党の小淵総裁も憂いており、先日の施政方針演説で、教育は学校だけでできるものではなく、大事なものは家庭と地域コミュニティーの教育であると述べており、さらに、すべての国民が子供たちを見守り、育てていくことが大切であるとしております。

本県では、今後の教育行政の指針となる教育長期ビジョン、千葉の教育“夢・未来二〇二五”が策定されましたが、学校、家庭、地域がこぞって子供たちを地域の子としてはぐくむことを視野に入れながら、地域コミュニティーづくりを進めていくこととしており、社会の状況を的確にとらえた教育行政指針として期待しているところであります。

今後、教育委員会では、教育長期ビジョンの実現に向け、県民や教育関係者の意識を啓発するとともに、県内の公立学校を会場とした集会を開催するなど、広く県民などへの働きかけを十分行っていくとしているが、ビジョンより具体性、実効性のあるものにしていくためには、さまざまな方策に加え、何よりもまず教育委員会職員が広く県民の意見を聞く姿勢を持つ必要があると考えます。すなわち、県民との対話、交流を図ることこそが県民の期待にこたえることにつながっていくのではないのでしょうか。

また、教育委員会では、昨年度に千葉県高等学校将来計画協議会を設置し、今後の県立高等学校のあり方について検討を進めてこられました。この二月に県立高等学校のあり方について報告が出され、硬直化した高等学校教育を今度どうすべきか、その視点や方向性が示されたところであります。この報告では、生徒数の減少の中で、生徒の多様化へ対応するとともに、いかに基礎、基本を徹底させ、さらには豊かな創造性や人間性をはぐくんでいくかなどの視点

から、学校規模・配置の適正化、単位制高等学校の設置及び定時制・通信制の充実、開かれた学校づくりなどについて具体的な提案が行われております。

今後、教育委員会では、この報告を受け、具体的な県立高等学校の将来計画をつくり上げていかれることと思いますが、これからは特に開かれた学校づくりが必要であると思います。学校が地域にさまざまな情報を発信していけば、必ず多くの地域の人たちから、いろいろな意見や要望が出されてくると思います。学校がこうした説明責任を果たしてこそ、学校に今何が求められているのか、何を必要としているのか、県民が肌で感じとることができることとなると思います。

そこで伺います。

まず、一つ目は、千葉県高等学校将来計画協議会からの報告をどのように受けとめ、高等学校の改編を進めていくのか。

二つ目は、今後の県立高校の再編を進めていく中に、開かれた学校づくりが大変重要であると考えますが、どうか、伺います。

教育問題の第二は、少人数学級についてであります。

昨年二月定例会で、我が党が提案した少人数学級の実現を求める決議が全会一致で可決され、段階的に少人数学級の実現を目指すことが確認されました。その後も、議会においては少人数学級の問題が毎回取り上げられております。そして、その中で現行制度では法律によって一学級の人数は四十人が標準とされていることや、教職員定数が学級数に応じて国が措置することを基本としていることなどが挙げられてきました。したがって、現行制度を改善して一律に少人数の学級編制にするためには、国が果たすべき役割が大きいということも十分理解できております。

そこで、昨年九月定例会では、我が党は国に対して少人数学級の段階的な実現を求める内容の意見書を提出することを提案し、全会一致で可決されたのであります。その意見書では、特にきめ細かな指導が必要とされる小学校低学年を少人数の学級編制にすることを要望しました。

一方、県教育委員会は、チームティーチングのための教員を活用してグループ学習を行うなど、学習集団の少人数化を年度当初から積極的に図ることや、緊急地域雇用特別基金を活用してチームティーチングのための非常勤講師を小・中学校に配置して学習集団の少人数化を図っているほか、少人数学級検討会議を設置し、来年度は大学教授や現職教員を加えたワーキンググループを設置する予定であると聞いております。

ところで、国は学級編制の弾力化を検討していると言われておりますが、いわゆるボーダーラインの学年については、児童生徒の転出により進級時に学級減になることがあります。現行制度上はこうした措置はやむを得ない面があり

ますが、このような場合は、本来は学級編制の例外的な取り扱いとして、学級を維持するために国が教員定数を措置してくれることが望ましいと考えます。学校現場からは、とりわけ小学校低学年は安定した人間関係の中できめ細かな指導が必要であるとの声が聞かれますし、特に年度末に急に児童が一人転出したために学級減となり、一学級の人数が大幅にふえるのは好ましくないと考えます。

そこで伺います。

第一点として、現在、小・中学校の学級編制基準の弾力的運用として、どのような運用をしているのか。

二つ目は、現行制度の下で、今後、さらに小学校の学級編制の弾力化を図るのか伺います。

以上で、一回目の質問を終わります。（拍手）

沼田知事 河上茂議員の自民党代表質問にお答え申し上げます。

まず、経済対策と雇用問題について、お答えを申し上げたいと思います。

県は経済対策についてどのように取り組んでいるかということでございますが、県ではこれまで千葉県総合経済対策本部を中心に本県経済の景気回復に向けて全庁挙げて取り組んできたところでございますが、平成十二年度におきましても、各種施策を総合的に実施することにより、本県経済の一日も早い回復を目指してこのたび新たな経済対策の取りまとめを行ったところでございます。

具体的には、一つには、公共事業を推進し、景気の下支えを図るため、一般会計当初予算案において投資的経費二千九百三十五億円を計上したこと、二つ目には、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企業振興融資資金の新規融資枠を二千八百億円とするとともに、制度の拡充や信用保証協会への基金の積み増しを行うこと、三つ目には、中小企業の経営革新、創業、ベンチャーへの支援や新産業創出への促進を図ること、四つ目には、緊急地域雇用特別基金事業の推進等により、雇用対策の充実を図ることなどの対策を講ずることとしたところでございます。今後とも国と連携を図りながら、これらの対策を積極的に推進し、本県経済の活性化と景気浮揚へ向け全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、中小企業に対する支援対策でございますが、国の経済新生対策に呼応して県では本年一月に、中小企業振興公社に千葉県中小企業支援センターを設置するとともに、県内の三カ所の商工会議所等に設置された地域中小企業支援センターの立ち上げを支援してまいったところでございます。これによりまして、国、県及び各地域の各支援センター相互間並びに既存の産業支援機関との

密接な連携のもとに、中小企業の創業や経営革新を進めることとなりますが、具体的には県支援センターは県における中小企業支援の中核的拠点として中小企業のニーズに応じて事業可能性の評価を行うとともに、独自技術等の開発や新事業の展開を図るため必要な高度な診断、助言を行う、また、二つ目には、地域中小企業支援センターは、地域の身近な支援拠点として創業予定者や小規模企業の相談に応じるとともに、県支援センター等の紹介や民間専門家の派遣等を行うものとするのでございます。県としては、今後とも、これらの産業支援機関の充実を図り、県内中小企業の創業及び経営革新の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業に対する支援策についての御質問でございます。

長期化した景気低迷もようやく回復の兆しとの判断も示されてはおりますけれども、中小企業の経営環境の回復には、なお時間を要するものと考えられているところでございまして、さまざまな状況にある中小企業を金融面から支援する必要があると認識しているところでございます。このため中小企業振興融資資金の新規融資枠を前年度に比べまして一・九%増の二千八百億円を確保するとともに、十二年度限りの取り扱いとして主な運転資金の融資期間を既融資分も含めまして現在の五年から七年に延長するなど、融資条件の緩和措置を講じたところでございます。また、開業・育成資金や活性化支援資金において、創業や経営革新に取り組む中小企業を対象に追加するほか、売上が減少傾向にある中小企業を対象とする特別経営安定対策資金の融資を継続実施することにしてきているなど、不況の影響を受けている既存の中小企業の支援とともに、新たな事業活動への支援にも配慮したところでございます。

次に、平成十二年度の緊急地域雇用特別基金事業についての御質問でございますが、本県の緊急地域雇用特別基金事業の総額は、追加交付分二億五千百万円を含めまして八十三億四千八百万円で、平成十一年度から十三年度の三カ年間で実施し、新規に一万二千人を超える雇用及び就業機会の創出を目指すことにいたしております。平成十一年度事業については、先ほど御質問で御指摘もございましたが、目標の二千人を上回るおよそ三千八百人の新規雇用就業機会の創出が図られる見込みでございまして、平成十二年度については、事業数四百五十七件、事業費三十八億七千万円を計画し、これにより新規雇用、就業創出人数およそ九千八百人を予定してございまして、目標の五千人を上回る見込みでございまして。

これを分野別に見ますと、補助教員等を活用する教育関係事業が百四十八件と多く、次に放置自転車対策等の環境美化関係事業が百四十一件、ホームヘルパー研修等の福祉関係事業が三十九件と続いております。事業の実施に当たっては、新規雇用就業創出人数が計画どおり達成できるように努めてまいり

たいと考えております。

次に、今春卒業する新規学卒者の就職状況でございますが、新規学卒者を取り巻く就職環境は、求人の大幅な減少などによりまして、本年三月卒業予定者の一月末現在の就職内定率では、高校が七六・七%、大学が六三・八%と、厳しかった前年同期よりもそれぞれ八・八ポイント、四・三ポイント下回り、依然として厳しい状況が続いております。このような厳しい状況を踏まえまして、これまでに事業所や経済団体に対して知事親書等によりまして採用枠の拡大等の要請を行いまして、千八十人の新規求人を新たに確保したのを初め、高校生を対象とした就職合同面接会の地域での開催、また、千葉県学生職業情報センターにインターネットを開設しまして幅広い募集採用情報の提供など、就職促進に努めてきたところでございます。今後とも未内定者が一人でも多く就職できるように、積極的な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、労働行政にかかわる地方事務官制度が廃止になったことに関連しまして、県ではどのような組織体制で対策を推進するかという御質問でございますが、地方分権一括法の施行に伴いまして、三月末日をもって地方事務官制度が廃止されまして、今後の雇用対策については、国は引き続き職業紹介事業、雇用保険事業及びこれらに付随する事業を全国統一的に行うわけではありますが、都道府県では地域の実情に応じて国と連携を図りながら、雇用に関する施策を推進することとされたところでございます。県民の雇用の場の確保及び県内産業における労働力の確保等は、県政の重要課題であるというふうに認識しているところでございます。今後は、国が行う職業紹介事業等々、県が行う雇用施策について密接な連携と協力を図りながら推進するため、新たに労政課内に雇用対策班及び雇用推進班から成る雇用対策推進室を設置いたしまして、一つには、将来を担う新規学卒者の県内就職の推進、二つ目には、障害者合同面接会の開催及びシルバー人材センターの育成、指導など、障害者や高齢者の雇用就業対策の推進など、本県の実情に即した雇用施策を推進することにいたしております。

次に、交通問題で運輸政策審議会の答申への対応の問題でございますが、まず、運輸政策審議会答申に位置づけられた新規路線等の実現に向けて、今後、県としてはどのような努力をしていくのかということでございます。運輸政策審議会答申の本県関係の新規路線としては、県から要望した成田新高速鉄道の整備や東京八号線、十一号線の延伸など七路線及び当審議会から提案された総武線、京葉線の接続新線の合わせて八路線が位置づけられまして、さらに、既設線の改良等として成田線の整備や武蔵野線の京葉線海浜幕張駅への乗り入れが盛り込まれたところでございます。今後、これらの答申路線の早期実現に当たりましては、事業主体や整備手法などの調整、検討を必要とする課題がありま



すが、県民の交通利便性の向上を図り、来る二十一世紀における県土のさらなる発展を図るために、各路線の状況に応じた計画的、着実な事業の推進が重要であるというふうに考えております。

そこで、成田新高速鉄道を初めとする県内の路線については、国、関係市町村等と連携を密にしながら調査検討を行うとともに、東京八号線、十一号線などの都県をまたがる路線についても、関係する東京都や埼玉県などと十分協議、調整を行いながら推進することにしておりまして、早期事業化に向け引き続き国等に対し強い働きかけを行うなど、関係自治体と一体となって促進してまいりたいと考えております。

次に、成田新高速鉄道についての御質問でございますが、成田新高速鉄道は成田空港と都心を結ぶ空港アクセスの基本ルートであるとともに、成田市と千葉ニュータウンの機能連携を強化する骨格となる鉄道として極めて重要であると認識しておりまして、本路線の整備や成田空港平行滑走路の二〇〇二年の供用開始に伴う空港機能の拡充を踏まえまして重要な課題となっております。こうした中、本年一月の運輸政策審議会答申において、目標年次二〇一五年までに開業することが適当である路線として位置づけられたところでございます。

そこで、県としては今月中には、国、県、関係自治体、空港公団、都市基盤整備公団、京成電鉄等の関係者から成る検討委員会を設置しまして、平成十二年度にはルート、事業主体、事業手法及び資金調達方法等の調査検討を進めることとしておりまして、関係者との緊密な連携のもとに早期事業化を促進してまいりたいと考えております。

次に、農林・水産業の振興に関しての幾つかの御質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、第一点として、環境にやさしい農業でございますが、持続性の高い農業生産方式の導入や促進に関する法律は、堆肥等を利用した土づくりや、化学肥料及び農薬を低減する農業生産方式により、環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることにいたしております。県ではこの法律に基づく土づくり、減化学肥料及び減農薬の三技術を一体的に行う農業生産方式を県内に広く浸透させることが重要と考えておりまして、その実現を図るために水稻、野菜、果樹などの主要二十六品目について生産技術指針を定めたところでございます。また、県の指針をもとに、これらの生産技術を実践する農業者が作成する計画を県が認定し、認定を受けた農業者に対して積極的に支援することによりまして、環境にやさしい農業を広く普及していくことにいたしております。今後とも本法律の趣旨及び県の指針について周知徹底を図り、持続性の高い農業生産方式を実践する農業者を育成し、環境にやさしい農業をより一層推進してまいりたいと考えております。

次に、農業分野における地域資源のリサイクル利用を図って、環境にやさしい農業の展開を図るということでございますが、農業においては、主として活用している地域資源は家畜排せつ物や稲殻、もみ殻などであり、県としてはこれらの有機資源の堆肥化によるリサイクル利用を図り、地力の維持向上に努め、農業の持続的発展を目指しているところでございます。中でも家畜排せつ物については、従来から適正な処理と利用の促進を図るため、さわやか畜産総合展開事業などを実施して、堆肥化施設等の整備を推進しているところでございます。また、堆肥の円滑な流通を図るための情報を提供する堆肥利用促進ネットワークをインターネット等を活用して情報公開し、野菜生産農家との連携を強化しているところでございます。今後とも環境にやさしい農業推進対策事業の実施などによりまして、地域資源の活用を十分図り、化学肥料及び農薬の使用量を低減する環境にやさしい農業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の見直しの内容についての御質問でございますが、県の基本方針は農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者の育成確保を図り、農用地の利用集積や生産コストの低減を推進するための方針として平成五年度に策定したものでございまして、同法律では基本方針の目標を十年後に置き、五年ごとに見直しを行うことと定められているため、このたび見直しを行ったものでございます。

その主な見直しの内容でございますが、一つには、目標として所得や労働時間を達成するための農業経営のモデル及び経営規模の拡大を図るための農用地利用集積の推進方策、二つ目には、堆肥など有機物の利用による土づくりや減農薬、減化学肥料を行う生産技術の導入の推進方策、三つ目には、新たな認定農業者の育成、確保及び五年間の認定期間が終了する農業者の再認定の推進方策などがございます。

次に、農業経営基盤の強化につきまして、具体的にはどのような施策展開を図るかということでございますが、県としては、本基本方針によりまして農業経営の規模拡大、環境と調和した生産技術の導入や生産コストの低減及び認定農業者の育成確保をより一層進めることにいたしております。その具体的施策の展開に当たりましては、一つには、土地基盤整備による優良農地の確保を図るとともに、農業経営の規模拡大を図るための農用地利用集積に対する助成、二つ目には、環境と調和のとれた持続的農業生産の確保を図るための堆肥舎等の生産施設や堆肥散布機等の整備に対する助成、三つ目には、低コスト化を進めるためのトラクター、コンバイン等の機械の整備に対する助成、四つ目には、低利の農林漁業金融公庫資金等の融資制度の活用推進などを進めてまいりたいと考えております。今後とも、県としては本基本方針に基づき積極的な施

策の展開によりまして、全国第二位の本県農業の維持発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、海洋深層水についての御質問にお答え申し上げます。

国においては、今後深層水の利用研究が一段と活発化する中で、県ではどの程度承知しているのかということをございます。国におきましては、水産庁から海洋深層水供給施設整備に対する助成に加えまして、平成十二年度から新たに海洋深層水のくみ上げ及び拡散による生産性の高い漁場を造成するシステム開発、また深層水の特徴を生かした魚介類種苗生産や水産加工への利用技術の開発及びその有効性の検証の二つの事業をスタートさせる予定と聞いております。また、資源エネルギー庁も海洋深層水をエネルギーとして大規模、多目的に利用するシステム開発等に平成十二年度から本格的に取り組む予定だというふうに伺っているところでございます。

県の十二年度の取り組みでございますが、本県での海洋深層水取水適地は房総南部地域でございますが、県が過去に実施した鋸南町地先の調査結果では、黒潮の影響により、水温、塩分、栄養塩類が安定性に欠ける傾向が確認されたところでございます。そこで、平成十二年度におきましては、鋸南町地先調査の際、比較のために採水した実績があり、なおかつ年間レベルで研究会を設けるなど、地元の機運が高まっております鴨川市地先におきまして海洋深層水の性状を把握するための基礎調査を実施するとともに、本県水域の海洋構造に関する知見の収集に努めているところでございます。

次に、さきの定例会で答弁のありました高知県、富山県以外にも、ほかにどこかやっているか、状況を把握しているかということでございます。既に施設を整備して利用研究を行っている高知県、富山県以外に、新たに静岡県、沖縄県が種苗生産、水産加工等の水産分野のほか、食品、化粧品、農業利用、医薬医療等の利用研究のための施設整備を進めておりまして、また北海道が取水適地及び利用に関する調査を実施しているというふうに聞いているところでございます。海洋深層水は幅広い産業分野における利用の可能性を秘めていると考えておりますので、県としては今後とも前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、外かく環状道路の問題についてお答え申し上げたいと思います。

整備状況でございますが、東京外かく環状道路の自動車専用部については、三郷市から松戸市間十キロメートルの施行命令が、昨年十二月に建設大臣から日本道路公団へ出され、これにより県内区間約十二・一キロメートル全線が施行命令区間となり、本道路の整備促進にとって大きく前進したところでございます。用地につきましては、これまでの買い取り要望に対応した買収に加え、計画的な買収を行うため、建設省及び日本道路公団において昨年一月に松戸市

矢切地区で、また本年一月には市川市で最初となる高谷ジャンクション周辺地区の設計用地説明会が開催されたところでございます。なお、現在までの取得率は約六五％となっております。

工事については、専用部に併設する一般の国道二百九十八号について、松戸市で江戸川にかかる葛飾大橋の工事及び国道六号以南の矢切高架橋等の工事を鋭意進めているところでございます。また、市川市では高谷ジャンクション部において国道三百五十七号に接続する一般部のランプ工事に着手したところでございます。

次に、今後の整備の見通しでございますが、東京外かく環状道路の県内区間については、平成十年度を初年度とする新道路整備5箇年計画において重点的に整備を進め、今後、十年内の供用を目指す区間と位置づけられているところでございます。建設省及び日本道路公団では、平成十二年度内に県内区間全線の設計用地説明会をおおむね完了させ、関係地権者の理解と協力を得ながら、全線にわたり積極的に用地買収を進めていくこととしております。また、関係機関との調整も図り、工事説明会を行い、計画的に工事に着手していく予定でございます。こうしたことから、県としては引き続き事業者である建設省、日本道路公団に積極的に協力するとともに、市川市、松戸市とも連携して、環境に配慮しながら円滑な事業促進が図られるように進めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げましたが、他の問題は副知事等から御答弁申し上げます。島崎副知事 新たな業務核都市の育成・整備について、ほか二点についてお答えいたします。

まず、新たな業務核都市として位置づけられた柏市を中心とする地域についてであります。柏市を中心とする地域は、千葉と東京、埼玉、茨城の主要都市を結ぶ重要な交通結節点であり、機械金属工業等の産業集積や広範な商圈を持つ商業集積が進んでおります。さらに、東葛テクノプラザやさわやかちば県民プラザ、柏の葉公園等の各種基盤施設の整備に加え、平成十七年度開業を目指す常磐新線やその沿線整備、国際的学術研究拠点である東京大学柏キャンパスの整備が大きく進展しております。このため本地域においては、これらの多様で高度な集積を十分活用しつつ、環境産業や生活システム産業等の新産業の創出、既存産業の高度化や豊かな自然の中で質の高い都市機能の充実を図り、常磐新線沿線地域や柏都心部等を中心に、学術、産業、文化等、諸機能のバランスのとれた首都圏のモデル的な業務核都市として育成・整備を進めることとしております。今後、常磐新線や沿線整備など関連プロジェクトの進展にあわせ、整備すべき具体的な機能を検討し、早い時期に業務核都市基本構想を策定するよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、成田市と千葉ニュータウンにおける業務核都市につきましては、成田空港の平行滑走路は二〇〇二年に供用開始されることを踏まえ、空港のポテンシャルを広域的に活用し、両地域の密接な連携を図りながら一体的に整備していく考えであります。このため、本地域については広域的な交通体系の形成が喫緊の課題であることから、今回の運輸政策審議会答申において位置づけられました成田新高速鉄道や、さらに地域高規格道路に位置づけられている北千葉道路等の骨格的交通軸の整備促進を図りつつ、成田における国際ビジネスセンター機能、国際交流機能や高度な国際物流機能の展開、千葉ニュータウンにおける空港を生かした国際業務管理機能、先端的な研究開発機能や居住機能の一層の集積を進めることとしております。今後、成田空港平行滑走路や成田新高速鉄道など、関連プロジェクトの着実な促進を図りつつ、速やかに基本構想を策定できるよう業務施設集積地区など具体的な検討や国等関係機関との調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、旅券発給事務についてお答えいたします。

旅券発給窓口については、千葉市と松戸市にある二カ所の旅券事務所のほか、平成八年六月から遠隔地の利便性の向上を図るため、海匝支庁の県民センターと安房支庁の県民センターに常設窓口を設置したところであります。また、平成十一年四月から行政改革の一環として窓口サービスの一層の充実を図るため、旅券の申請から交付までの期間を新規分については一日、再発給分については二日の短縮をしたところであります。

さらに、平成十一年七月から中央旅券事務所及び東葛飾旅券事務所における交付窓口の開設時間を週二日、二時間延長し、特に通勤・通学者等の利便を図ったところであります。今後とも旅券発給サービスの向上について努力してまいりたいと考えております。

また、旅券発給窓口の拡充についてであります。旅券の発給は老若男女を問わず県民がだれでも受けられる身近な行政サービスであり、海外旅行の普及に伴い県民ニーズも高まってきており、特に遠隔地における利便性の向上や需要に応じた効率性を勘案しつつ、地域における旅券発給窓口を拡充していくことが必要であると考えております。

平成八年度に設置した海匝支庁及び安房支庁の各県民センターの利用状況を見てみますと、それぞれの地域の利用者の約九割がこの県民センターを利用していることから、地域窓口の拡充について検討を加えてきたところであります。そこで、平成十二年度は新たに君津支庁、香取支庁及び夷隅支庁の各県民センターに旅券発給窓口を設置し、地域住民の利便の向上を図ることとしたところであります。今後も旅券発給窓口の拡充については、窓口のあり方や利便性、効率性を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、環境問題についてお答えいたします。

まず、ダイオキシン類対策についてであります。環境中のダイオキシン類の削減対策につきましては、平成十年に策定した千葉県ダイオキシン類対策取組方針に基づき、一般廃棄物処理施設の整備に対する補助、小規模廃棄物焼却炉に係る指導要綱の制定及びダイオキシン類等分析施設の整備等の施策を実施してきたところであります。先般施行されましたダイオキシン類対策特別措置法におきましては、大気、水質、土壌に環境基準が設けられ、その達成維持のため、第一に、排出ガス、排出水に係る排出基準の設定、第二に、事業者に対し報告の聴取及び立入検査等の実施、第三に、常時監視及び調査測定の実施などが規定されたところであります。今後、県としては従来から実施してきた施策の充実を図るとともに、法規制の対象施設に対し、報告の聴取や立入検査を通じて排出基準の遵守を徹底させることにより、環境基準の達成、維持を図ってまいりたいと考えております。

次に、ダイオキシン類の調査についてであります。これまで大気については、大気汚染防止法に基づき、また水質、底質等については、県独自で調査、測定を実施してきたところであります。このたび施行されました特別措置法では、環境中のダイオキシン類の状況把握のため、県が大気、水質及び土壌に係る調査測定を行う旨の規定が設けられましたので、このため来年度においては調査対象として新たに地下水を加えますとともに、調査地点全体で本年度三十三地点を百七十五地点に大幅に拡大するなど、調査の充実を図ることとしております。今後とも市町村と連携しながら、環境中のダイオキシン類の状況の把握に努め、ダイオキシン類対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、公害の防止に関する細目協定の改定についてお答えいたします。

今回の細目協定の改定に当たりましては、第一に、千葉臨海地域の環境質については、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質による大気汚染や海域における水質汚濁等の問題が依然として存在し、今後も引き続き改善に努める必要があること、第二に、化学物質についてもP R T R法等関係法令の整備状況等を踏まえ、対象物質の拡大を図る必要があること等の諸状況を勘案し、協定締結企業がさらに環境への負荷を軽減することを基本的な考えとして協定改定に臨んだものであります。

次に、今回の改定における新たな対策は、第一に、大気中の二酸化窒素の高濃度日が冬季に多く出現することから、新たに冬季対策を行うこととし、平成十六年度以降、十一月及び十二月の二カ月間において、窒素酸化物の排出量をその他の期間に比べて協定工場全体で五・八%削減する、第二に、東京湾の富栄養化対策の一環として個別工場ごとの協定値を見直し、協定工場全体で窒素については二四%、燐については八・二%削減する、第三に、化学物質対策と

して対象物質を従来の百四十五物質から二百一物質に拡大するとともに、P R T R法の対象物質もあわせて対象とするほか、排出実績報告書等の提出を新たに盛り込むなどであります。今後、新たな細目協定を適切に運用し、千葉臨海地域における環境保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、残土条例についてお答えいたします。

土砂等の埋め立てによる土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、いわゆる残土条例が平成十年一月一日から施行され、三千平方メートル以上の土砂等の埋め立てについては、新たに知事の許可を必要とすることになりましたが、平成十二年二月末現在、許可件数は二百六十四件で、二十四件が審査中であります。このうち周辺住民から反対陳情等があった事業は、同じく二月末現在で審査中のものを含め九件であります。

なお、主な反対理由については、将来の地下水への汚染が懸念されること、自然環境が破壊されること、土砂の崩落が懸念されることなどであります。

次に、制度の見直しについてであります。残土条例は施行以来二年が経過し、町村会等より住民不安を解消するため、県の審査に際し市町村の意見を尊重すること、原則として隣接地主及び周辺住民の同意を必要とすること、検査及び監視を強化することなどの要望を受けているところであります。これらの要望を踏まえ、現在、制度の見直しについて検討しているところであります。県が実施する立入検査、監視等の充実強化及び許可申請前の地元住民及び市町村長に対する説明会の開催については指導指針を策定するなど、行政指導の中で早急に対応したいと考えております。今後も引き続き残土埋立事業の適正化を図るため、課題となっている事項について専門家や市町村担当者等の意見も聞きながら、関係機関と幅広く調査、検討してまいりたいと考えております。

中村教育長 教育問題についてお答えいたします。

まず、県立高等学校のあり方についてのうち、千葉県高等学校将来計画協議会からの報告をどのように進めていくのか、高等学校の改編を進めていくのかとのお尋ねです。報告の内容は、一つとして、学校は県民が気軽に立ち寄れる身近なものとして真に開かれた学校づくりを目指すべきものであること、二つとして、中学校の卒業者が減少し続ける中で学校の活性化を図るためには、一学年の学級数は四から八クラスが適正であるとし、今後は全県的な視野に立って学校の統廃合や再配置を早期に検討すべきであり、統廃合に当たっては選ぶ側の生徒の動向を踏まえ、地域の状況に十分留意し計画を立てるのがよいことなど、八項目の提案から構成されております。

私どもといたしましては、この報告を真摯に受けとめ、県立高等学校将来計画素案を作成するとともに、来年度に有識者などで構成いたします千葉県県立

高等学校再編計画策定懇談会を設置し、さまざまな分野からの御意見をいただきながら、創造し、開拓する実践力をはぐくむ高等学校づくりを目指して改編を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、県立高校の再編を進めていくには、開かれた学校づくりが大変重要であると思うがどうかとお尋ねです。協議会の報告では、県立高等学校の抱える課題の解決に向けて、まず学校がなすべきことは開かれた学校づくりであると指摘されているところであります。私どもといたしましては、開かれた学校づくりは、高等学校改革を進めていく中で極めて重要なものと認識いたしております。学校機能の開放などのソフト面と施設開放などのハード面との有機的、一体的な連携が必要であるというふうに考えております。また、高等学校は心身ともに成長著しく、時代に敏感な高校生の教育を担うことから、教職員が地域の人たちや保護者などと日常的に交流し、より幅広い視野を持つことが大切であるというふうに考えております。このための第一歩として、来年度、学校を核とした千カ所ミニ集会を開催することといたしておりますが、各学校のこうした取り組みの積み重ねこそが教職員の意識に変革をもたらし、真に県民に開かれた学校づくりにつながっていくものというふうに考えております。

次に、少人数学級について、現在、小・中学校の学級編制基準の弾力的運用としてどのような運用があるのかとお尋ねです。現行制度のもとでは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によりまして、一学級の児童生徒数は四十人を標準としているところであります。しかしながら、私どもでは、始業式、入学式後に児童生徒が急に転出したことなどにより学級編制基準を下回る人数となった場合でも、例外措置として年度当初の学級数を維持するなどの弾力的運用を図っているところであります。

さらに小学校の学級編制の弾力化を図るのかとお尋ねです。小学校の低学年におきましては、子供同士の人間関係が安定した中で学校生活への適応を図ることや、人格形成の基礎を培うことが望ましいことから、今後はさらに小学校一年生の終業式後に児童が急に転出したことなどによりまして学級編制基準を下回る人数になった場合でも、一年次の学級数を維持できるように、例外措置として学級編制基準を弾力的に運用してまいりたいというふうに考えております。

河上 茂議員 知事初め皆様方には御答弁ありがとうございました。これは教育長に要望なんです。が、昨年六月、文部省は「高齢者との連携を進める学校施設の設備について」という報告書をまとめた中で、学校においては、高齢者と触れ合い、交流する体験活動を重視する観点から、高齢社会に対する教育の一環として高齢者との交流を積極的に進めていくことが求められていますと



なっておりますけど、今、校長、管理職職員に対して高齢者を受け入れるという十分な対応がされているとは——指導していると思いますが、学校現場においては、高齢者を積極的に受け入れる意識がいまだにまだ醸成されていないと私は思っております。今後、教職員の共通理解を得ていく上で、何とかひとつこれからも指導していただきたいと思っております。お願いして質問を終わります。